

(様式1-2)

広告仕様書(財産)

市有財産で広告事業を実施するお客様を次のとおり募集します。

■広告媒体について

名 称	サンプリング・モニター広告事業	
施 設 の 所 在	松山市二番町四丁目7番地2 他2ヶ所	
実 施 目 的	松山市職員等への宣伝等	
開 館 時 間	午前8時30分から午後5時15分	
休 館 日	土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	
職 員 数	約2,500人	
事 業 開 始 日	令和 8 年 4 月 1 日	
事 業 実 施 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	
内 容	松山市庁舎本館他3施設の出入り口等8箇所においてサンプリング・モニター広告事業として職員等へチラシなどを配布する。(実施場所等の詳細は別紙参照)	
管 理 元	理財 部	管財 課
備 考		

■配布可能な広告について

実施場所	実施方法	広告料(税込)
松山市庁舎本館他3施設の出入り口等8箇所	市の指定する場所においてサンプリング・モニター広告事業を実施する。	入札により決定

広 告 配 布 が 望 ま し く な い 業 種 ・ 内 容	(松山市広告事業実施要綱及び松山市広告掲載基準等による)
募 集 期 間	令和8年1月16日から令和8年1月30日まで
入 稿 締 切	設定なし

※松山市広告事業実施要綱及び松山市広告掲載基準、松山市施設内広告掲出取扱要領、

松山市庁舎管理規則を守ってください。

※実施に係る経費は全て広告主の負担となります。

※事業の実施につきましては市の指示に従い、広告主の責任において指定の場所で実施してください。

■申込みについて

申 込 み 方 法	申込書を下記へ送付するか、直接担当課にご提出ください。		
決 定 方 法	松山市管財課がサンプリング・モニター広告事業実施に支障がないと認めた場合に許可		
申 込 み 締 切	令和8年1月30日(金)(必着)		
申 込 ・ 問 合 せ 先	理財 部	管財 課	庁舎管理担当
	〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2		
	電話 089-948-6258	FAX 089-934-1909	
	Eメール	kanzai@city.matsuyama.ehime.jp	